



救助活動方法

住戸内やエレベーターの閉じ込め者が発生した場合、どのように救助活動を行うのかを事前に検討し、救助ルールを決定しておきましょう。

住戸編

住戸内で閉じ込め者が発生した場合。

- ① 玄関扉を救助工具などを利用してこじ開けて救助を行う。
- ② 避難ハッチや蹴破り扉を利用し、対象住戸のバルコニー側から居室内へ入って、救助を行う。

いずれの対応も扉や窓を破壊する。

救助工具や破壊した後の扉や窓の補償などについても確認しておきましょう。

なお、玄関扉やバルコニー側の窓を破壊することができなかった場合の対応も検討しておきましょう。

エレベータ編

マンション内で閉じ込めが発生する可能性が高い場所の一つがエレベーターです。

ただし、エレベーターの閉じ込めが発生しても、居住者だけで救助するのは極めて困難な為、消防やエレベーター保守会社の救助が必要になります。

その為、エレベーター保守会社の連絡先は平時に確認しておきましょう。

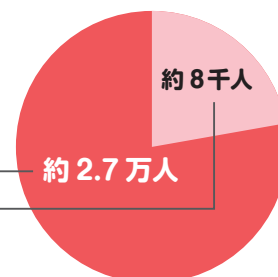
→ 過去の事例

8割が地域のチカラで救出

阪神・淡路大震災における救助の主体
要救助者約 3.5 万人

近隣住民により救出

警察、消防、自衛隊により救出



出展：平成22年度版 防災白書より



救助活動の流れ

- 安否確認中又は居住者からの申告により、要救助者を把握。



いのち班は要救助者が発生した現場へ

- 現場の状況を確認し、災害対策本部へ報告



- 災害対策本部と対応を協議
※消防やエレベーター保守会社に確認（連絡が取れる場合）。
連絡が取れない場合は、直接最寄りの消防署へ行き、救助要請を行う。

災害対策本部を中心に
救助活動を実施する場合



- 救助工具などを用意



- 対象住戸への進入経路を確認



- いのち班を中心に救助活動を開始

消防の救助対応が
可能な場合



- 消防・エレベーター保守会社の
救助対応



住戸内
で要救助者を
発見

住戸内に要救助者がいた場合

災害対策本部に報告し、判断を仰ぎます。

災害対策本部は



消防などに協力を仰ぎます。
消防等で救助が間に合わない場合は、
災害対策本部の判断で住戸内への
立ち入りを許可します。

救助の具体的な方法

玄関側から救助を行う場合

- 玄関扉が枠のゆがみや変形などで開かない場合は、救助工具等（バールなど）を使用して、玄関扉をこじ開け救助を行う。

バルコニー側から行う場合

- 玄関から立ち入れない場合は、上階や隣戸に協力を仰ぎバルコニー側へ回り対象住戸まで行き、対象住戸の窓ガラスを破壊して救助を行う。

→ ポイント

玄関扉又は、バルコニー側の窓ガラス等を破壊する場合は、個人の判断で行うのではなく必ず災害対策本部で判断するものとし、対応する際も必ず2名以上で行ってください。

被災後の補償問題などになった場合に、当時の判断や対応を複数人で共有しておくことが重要になります。

チェック項目

救助の流れ

チェック

要救助者の確認

チェック

災害対策本部と救助対応の協議

消防の救助が間に合わない場合

チェック

救助に必要な防災備蓄品（救助工具など）を用意

チェック

対応人数の確保（必ず2名以上で対応）

チェック

対象住戸の進入経路確認

チェック

いのち班を中心に救助活動の開始

安否救助できなかった場合

チェック

再度、消防に救助要請を行う

※電話が不通の場合は、最寄りの消防署へ直接救助要請に向かう



エレベーター
で要救助者を
発見

エレベーターの閉じ込めが発生した場合

災害対策本部に報告し、判断を仰ぎます。

災害対策本部は



消防やエレベーター保守会社に救助を
要請します。

両者の対応が不可の場合は、災害対策本部が
救助可能かを検討し、対応します。

→ ポイント

①事前にエレベーター保守会社の連絡先などを調べておきます。

②住民がエレベーターに閉じ込められている人の救助を行うのは困難
です。消防やエレベーター保守会社の対応を待つ間は、閉じ込め者
に声を掛け、状況を伝えて安心させることが重要になります。

チェック項目

救助の流れ

チェック

エレベーター内の閉じ込め確認

チェック

災害対策本部と救助対応の協議

チェック

消防・エレベーター保守会社へ連絡（救助の要請）

※電話が不通の場合は最寄りの消防署へ直接救助要請に向かう

消防・エレベーター保守会社の早急な対応が困難な場合

チェック

閉じ込め者に対して、状況を伝える